

暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

この表は、第14表の「1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記入した財産のうち相続税の課税価格に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。

控除を受ける人の氏名					
相続開始の年の前年分（年分）	贈与税の申告書の提出先	税務署	税務署	税務署	
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産（特例贈与財産）を取得した場合				
	相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	①	円	円	円
	①のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	②			
	その年分の暦年課税分の贈与税額（裏面の「2」参照）	③			
	控除を受ける贈与税額（特例贈与財産分） (③×②÷①)	④			
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産（一般贈与財産）を取得した場合				
	相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑤	円	円	円
	⑤のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑥			
	その年分の暦年課税分の贈与税額（裏面の「3」参照）	⑦			
控除を受ける贈与税額（一般贈与財産分） (⑦×⑥÷⑤)	⑧				
相続開始の年の前々年分（年分）	贈与税の申告書の提出先	税務署	税務署	税務署	
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産（特例贈与財産）を取得した場合				
	相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	⑨	円	円	円
	⑨のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑩			
	その年分の暦年課税分の贈与税額（裏面の「2」参照）	⑪			
	控除を受ける贈与税額（特例贈与財産分） (⑪×⑩÷⑨)	⑫			
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産（一般贈与財産）を取得した場合				
	相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑬	円	円	円
	⑬のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑭			
	その年分の暦年課税分の贈与税額（裏面の「3」参照）	⑮			
控除を受ける贈与税額（一般贈与財産分） (⑮×⑭÷⑬)	⑯				
相続開始の年の前々々年分（年分）	贈与税の申告書の提出先	税務署	税務署	税務署	
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産（特例贈与財産）を取得した場合				
	相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	⑰	円	円	円
	⑰のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑱			
	その年分の暦年課税分の贈与税額（裏面の「2」参照）	⑲			
	控除を受ける贈与税額（特例贈与財産分） (⑲×⑱÷⑰)	⑳			
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産（一般贈与財産）を取得した場合				
	相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	㉑	円	円	円
	㉑のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	㉒			
	その年分の暦年課税分の贈与税額（裏面の「3」参照）	㉓			
控除を受ける贈与税額（一般贈与財産分） (㉓×㉒÷㉑)	㉔				
暦年課税分の贈与税額控除額計 (④+⑧+⑫+⑯+㉔)		㉕	円	円	円

（注）各人の㉕欄の金額を第1表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額⑫」欄に転記します。

〔記入に当たっての留意事項〕

この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

- 1 この表における「特例贈与財産」とは、租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産を、「一般贈与財産」とは、同項の規定の適用を受けない財産をいいます。
- 2 ③、⑪又は⑱欄（その年分の暦年課税分の贈与税額）は、その年中に贈与により取得した財産が「特例贈与財産」のみである場合には、その年分の暦年課税分の贈与税額の金額となります。
ただし、同年中に「特例贈与財産」と「一般贈与財産」の両方を贈与により取得し、租税特別措置法第70条の2の5第3項の規定の適用を受け贈与税額を計算している場合には、同項第1号に掲げる金額となります（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）。
- 3 ⑦、⑮又は㉓欄（その年分の暦年課税分の贈与税額）は、その年中に贈与により取得した財産が「一般贈与財産」のみである場合には、その年分の暦年課税分の贈与税額の金額となります。
ただし、同年中に「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方を贈与により取得し、租税特別措置法第70条の2の5第3項の規定の適用を受け贈与税額を計算している場合には、同項第2号に掲げる金額となります（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）。